別表第５　大規模建築物の建築等に係る事前協議の期限（第12条関係）

協議対象行為の種類	手続		協議期限
法第16条第１項第１号の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	建築基準法	第６条第１項または第６条の２第１項の規定による建築確認申請	申請の日の60日前
		第43条第２項第１号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の60日前
		第43条第２項第２号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の60日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の60日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第５条第１項から第５項までの規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関	第４条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前

	する法律		
	都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第34条第１項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	行為の着手		着手する日の60日前